

〔令和2年第2回定例会〕

宗 像 市 議 会 一 般 質 問

日 程		発言順	議員氏名	発 言 の 項 目
6月16日(火)	午前	1	石松 和敏	1 コロナ禍から市民を守るため、当面の最重要課題への対応
		2	岡本 陽子	1 新型コロナウイルス感染症第2波から医療、介護、障がい者福祉に関わる人を守る
		3	植木 隆信	1 市内全小規模事業者を守る施策を
	午後	4	新留 久味子	1 待機児童の保育を担っている届出保育施設の運営を守るために
		5	末吉 孝	1 新型コロナ第2波と災害への備えを

一般質問は通告制です。

一人あたりの質問時間は答弁を含めて最大30分です。【質問者数：5人、質問項目：5項目】

※新型コロナウイルス感染症対策のため、質問時間を通常より短くしています

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（17）番 石松 和敏

以下のとおり通告します。

発言順	1	受領日時	令和2年5月29日 12時03分
項目1	: コロナ禍から市民を守るため、当面の最重要課題への対応		
テロップ	: 当面の最重要課題への対応		
	<p>(1) 「特別定額給付金」の申請手続きについて</p> <p>①国の第1次補正予算で成立した、全ての人に一律10万円を給付する「特別定額給付金」について、全対象世帯の申請手続きは完了したのか。申請と振込の実績について、直近の世帯数、人数を伺う。</p> <p>②施設入所の児童等や、措置入所の障がい者・高齢者、視覚障がい者など、申請手続きに支障があると推測される世帯に対しては、どのように対応しているのかを伺う。</p> <p>③郵送申請受付期間が令和2年8月17日までとなっているが、諸般の事情で申請手続きができていない世帯への対応について執行部の見解を伺う。</p> <p>(2) 上下水道の基本料金の減免について</p> <p>①新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛等に伴う生活支援及び経済的負担を軽減するため、水道料金及び下水道使用料の基本料金を減免することができないか執行部の見解を伺う。なお、水道料金については、宗像地区事務組合の所管であるため、福津市との協議が必要と考えるが、伊豆市長においては、現在、組合長でもあり調整していただくよう要請する。</p> <p>②3月から5月にかけて、学校の休校や自宅待機、在宅勤務等により家にいる人数と時間が増えた家庭が多く、この期間の水量は増加していると推測する。また、事業所においては、4月7日の緊急事態宣言が出される前の営業期間や、5月14日に緊急事態宣言解除となって以降の営業期間などを考えると、3月分から5月分の3カ月分を減免の対象とすべきではないか。</p> <p>③根拠条例として、水道料金については、宗像地区事務組合水道給水条例第35条に、「管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。」とある。また、下水道使用料については、宗像市下水道条例第15条に、「管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」とある。したがって、水道料金及び下水道使用料の基本料金を減免するための条例改正は不要で、市長または組合の正副組合長の英断により実施できると考えるが見解を伺う。</p> <p>(3) 避難所の感染症対策について</p> <p>感染拡大が懸念される中、日本列島はこれから本格的な梅雨、そして台風シーズンを迎える。内閣府政策統括官などからの、令和2年4月1日付け事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」や、令和2年4月7日付け事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」にもあるとおり、災害発生に備えた避難体制の構築、特に避難所の感染症対策は急務である。</p> <p>避難所では、消毒液など衛生用品の準備をはじめ、密閉、密集、密接の「3密」を防ぐため、間仕切りや段ボールベッドなどを設けて避難者間の距離を確保することが欠かせない。また、避難者を分散させるため、公的施設のほか、ホテルや旅館の活用等も含め、開設できる避難所を増やすことなどが必要と指摘されている。</p> <p>そこで、避難所の感染症対策について執行部の見解を伺う。</p>		

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（10）番 岡本 陽子

以下のとおり通告します。

発言順	2	受領日時	令和2年6月1日 8時30分
項目1	：新型コロナウイルス感染症第2波から医療、介護、障がい者福祉に関わる人を守る		
テロップ	：第2波から医療、介護を守る		
<p>緊急事態宣言解除後、北九州市においては、新型コロナウイルス感染の第2波への懸念が強まっている。医療機関等でのクラスター(感染者集団)が発生しており、再び市内公共施設閉鎖、接待を伴う飲食店とライブハウスの休業要請期間が延長となった。このように、医療現場での感染は社会に与える影響も大きい。ウイルスの実態が解明されず、ワクチン開発も途上である今、本市においても、感染経路や感染の有無がわからない状況で、人との濃厚接触が避けられない病院や介護、障がい者福祉・保育施設等でのクラスター発生は防がなければならない。これらの場所に関わる人を第2波から守るために、感染症予防、経済的支援、この2つの側面から迅速に対応策を考えておく必要があると考える。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策の中で医療、介護施設におけるこれまでの課題は。</p> <p>(2) 医療、介護施設、事業所及び従事者への経済的支援について</p> <p>国は第2次補正予算において、医療、介護の提供体制等の強化に向けては、2兆9,892億円を上積み、十分な専用病床の確保や検査体制を強化するための予算を確保している。</p> <p>①医療従事者等への経済的支援について、国は医療、介護従事者への慰労金最大20万円の給付、支援を示しているが、本市の考えはどうか。</p> <p>②専用病床や検査体制の強化について、市内1か所の病院においてPCR検査を実施しているが、関わる職員の安全管理、人員確保についての支援は十分か。県とも協議し、さらなる検査場所の確保、人員確保のための支援が必要ではないか。</p> <p>③減収した医療機関(病院、診療所、歯科、薬局等)への財政的支援について、新型コロナウイルス感染症の診療に当たることによって減収した医療機関や緊急事態宣言後において患者の受診控えにより減収した医療機関に対して、市は医療機能を維持するために必要な財政的支援を行うべきと考えるが、見解は。</p> <p>④医療、介護の従事者を守るためのマスク、防護服、フェイスシールド等の確保について</p> <ul style="list-style-type: none">・市はマスク配布の予算を確保していたが、その予算が医療機関や介護施設に対しても活用されたのか。・第2波や再流行に備えた医療機器、医薬品、検査試薬、マスク、防護服、フェイスシールド、消毒液、綿棒等の確保に対する支援についてどう考えているか。 <p>(3) 介護・障がい者福祉包括支援交付金の活用について</p> <p>国は、介護、障害福祉サービスの事業所等に対する「サービス継続支援事業」を抜本的に拡充し、「介護・障がい者福祉包括支援交付金(仮称)」を創設するために、各自治体における財政状況にかかわらず実施できるよう全額国庫負担で行うと示している。</p> <p>①介護、障がい者福祉・保育施設、事業所では、利用者家族の面会制限の措置を取っているところも多い。オンライン面談など感染防止のためのICT機器の整備に支援金を活用してはどうか。</p> <p>②施設、事業所従事者の特別手当支給による処遇確保、人材確保、衛生資材及び防護機材の確保のために支援金を活用してはどうか。</p> <p>(4) 緊急事態宣言時、介護、障がい者福祉・保育施設、事業所においてサービスの提供が休止、時間短縮になったところもある。現在、従前の利用者がサービスを安心して利用できるよう感染症予防、相談体制の整備など行政との連携はできているか。</p>			

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（18）番 植木 隆信

以下のとおり通告します。

発言順	3	受領日時	令和2年6月1日 9時51分
項目1	：市内全小規模事業者を守る施策を		
テロップ	：市内全小規模事業者を守る施策を		
<p>宗像市は新型コロナ禍により15%以上減収した市内小規模事業者に対し、30万円の支援金を市独自に給付することを打ち出した。この15%以上という基準と30万円の金額は、県内他の自治体に比べても評価でき、市内小規模事業者に事業継続への希望を与えるものであるが、条件として商業・サービス業は5人以下、その他の業種は20人以下という従業員数による制限があった。この制限は、多くの事業者から改善を求める声が各議員にも寄せられ、各会派からの制限撤廃の要望や議員と執行部との連絡会議などで制度見直しの要請が強く出された。その結果、「市内在住の個人事業者については、従業員数による制限を廃止する」という方針が、5月22日の臨時議会の補正予算案審査の中で正式に示され、他の議案と同時に全員賛成で可決された。このことは評価するものである。</p> <p>しかし、まだ課題は残されている。それは、宗像市内で営業する事業者が法人の場合と個人事業者であっても事業主が市外在住の場合には、従業員数の制限が依然として適用されることである。</p> <p>市内で営業する全ての小規模事業者に対して従業員数の制限を廃止し、一律に「15%以上の減収で30万円の補助」とできないか。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（16）番 新留 久味子

以下のとおり通告します。

発言順	4	受領日時	令和2年6月1日 9時55分
項目1	：待機児童の保育を担っている届出保育施設の運営を守るために		
テロップ	：届出保育施設の運営を守るために		
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大によって医療体制は逼迫し、介護・福祉・教育現場はかつてない困難に直面し、また休業要請や自粛による解雇や倒産の危機、そして市民生活にも生活困窮といった甚大な影響が広がっている。緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルス感染症対策が長期化する中で先の見通しが立たない状況である。</p> <p>このような状況のもと、子どもたちの命を守り、とりわけ医療従事者や介護従事者などの子どもたちを優先的に保育する保育事業者は、自らの命とも向き合い、社会的業務を担って保育事業を行っている。しかし、同じように保育事業に取り組んでいる届出保育施設には、新型コロナウイルス感染症対策等の情報さえ市から十分に届いていない現状がある。</p> <p>そこで以下の4点について伺う。</p> <p>(1) 本市は届出保育施設をどのように位置づけているのか。</p> <p>(2) 福岡県に「緊急事態宣言」が出され、市は、市内の幼稚園、認可保育所及び認定子ども園に「登園自粛要請等の通知」を行っている。これは届出保育施設にも同じ対応だったのか。</p> <p>(3) 各保育事業者は、徹底した感染対策を講じて感染防止に努めているが、万が一保育所で感染者が出た場合は、どのような措置を講じるようになっているのか。</p> <p>(4) 実態として本市の届出保育施設は、待機児童の受け皿としての役割を担っている。そのため待機児童が届出保育施設を利用する場合は、一定の要件付ではあるが保護者に保育料の軽減措置として補助金も交付している。またこの新型コロナウイルス感染症対策として、利用の自粛を要請され、運営も大変困難な状況となっている。そうした現状を考慮して、今こそ届出保育施設に対する市独自の補助制度を検討できないか。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（19）番 末吉 孝

以下のとおり通告します。

発言順	5	受領日時	令和2年6月1日 14時38分
項目1	：新型コロナ第2波と災害への備えを		
テロップ	：新型コロナ第2波と災害への備え		
<p>(1) 今年の秋から冬にかけて、新型コロナウイルス感染の第2波が襲来するとの予測が、多くの専門家やマスコミでも言われている。そこで第2波に対する備えとして、以下の点について伺う。</p> <p>①PCR検査センターの設置や発熱外来の開設などについて、宗像医師会との協議はどこまで進展しているのか。</p> <p>②高齢者介護施設や障がい者施設に対する、感染防止のための物的支援はどのようなものがあるのか。</p> <p>③高齢者介護施設や障がい者施設における、感染防止体制や人的な配置などについて、状況をどのように把握しているのか。また、このような施設でクラスターが発生すると、甚大な被害に発展すると思われるが、その際の行政としてのサポート体制について検討しているのか。</p> <p>(2) 梅雨入りの季節を迎える中で、豪雨災害が発生した場合の避難所の整備において、新型コロナウイルス感染防止の観点から事前に工夫すべきことがあるのではないか。例えば、学校の体育館が主要な避難所になっているが、体育館などは新たなクラスターが発生する危険性が高いのではないか。それに代わる避難所の検討もしておくべきと思うが、市の見解について伺う。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。